

地域再犯防止推進モデル事業成果報告書

1 事業実施団体名

千葉県

2 事業名称

- ① 犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制検証事業
- ② 啓発リーフレットの作成・配付
- ② 啓発フォーラムの開催

3 事業の目的

- ① 犯罪をした者等が矯正施設等を出所した後、安定した地域生活を送ることができるようになるまでの「切れ目のない生活支援」を実現するため、国の刑事司法関係機関、地方公共団体及び民間の福祉関係団体その他関係団体との連携体制を構築する。
- ② ①の取組を次年度以降に継続する取組として、本県が設置する福祉の総合相談支援機関である「中核地域生活支援センター」を、矯正施設入所者等に紹介する「リーフレット」を作成・配付する。
- ③ ①の取組を周知するとともに、取組に対する理解と協力を得るため、犯罪をした者等の社会復帰のための支援をテーマとした講演会を県内関係者、支援機関等向けに開催する。

4 事業実施の背景

- (1) 千葉県では、平成22年10月から、地域生活定着促進事業による地域生活定着支援センター事業を通じ、矯正施設を出所後、地域において福祉的支援を要する犯罪をした者等に対する生活支援を実施し、一定の成果を上げている。
一方、千葉県独自の取組として実施している「対象者を限定しない分野横断的な総合相談支援機関」である中核地域生活支援センター事業の実績報告によれば、犯罪をした者を対象とした支援事例が年間数十件に及んでいることから、現在の刑事施策や地域生活定着促進事業のもとにおいてもそのニーズを把握しきれず、「地域で取り残される者」の存在が判明しており、これらの者の再犯の防止に資するため、矯正施設出所後等の地域生活支援体制の構築が必要となっている。
- (2) 中核地域生活支援センターは、福祉的支援が必要な人に対して、対象者・課題の種別を限定しないアウトリーチ型の支援を行うことを目的として県が設置する相談支援機関であり、また、課題解決のための受け皿機関ではなく、本人の困り事と社会資源をつなぐ寄り添い型のコーディネート機関である。
地域生活を営んでいる一般的な要支援対象者は、親戚・知人、行政機関など様々なチャンネルを通じて同センターの支援につながるができるが、刑務所出所者等は、地域とのつながりが途切れた状態で社会に復帰することから、生活支援が必要であっても、本人と相談支援機関とをつなぐチャンネルが存在せず、捕捉が困難である。
このため、これらの人が再び犯罪をすることなく、安定した地域生活を送ることができるよう支援するためには、要支援対象者が刑務所等に在所（在院）している間に同センターがその存在を把握し、出所等の後、ただちに福祉的支援につなげていくことができる体制を構築することが重要である。

5 取組実績

■ 取組内容①

千葉県健康福祉部健康福祉指導課を事務局として、千葉県中核地域生活支援センター、千葉県地域生活定着支援センター、千葉県弁護士会、東京矯正管区更生支援企画課（県内矯正施設を代表）、千葉保護観察所、千葉地方検察庁、千葉市保健福祉局地域福祉課を構成員とする「生活支援調整関係機関会議」（ケース会議）を設置し、構成員である司法関係機関の依頼に基づき、矯正施設在所・在院者のうち、千葉県に帰住を希望する者であって、その者の社会復帰に当たり、何らかの生活支援を要すると認められる者に対して、出所・出院後、ただちに地域の福祉関係機関の支援が得られるよう、矯正施設在所・在院中に本人へのアセスメントを実施し、ケース会議において支援方針の検討を行った。

事業実施主体：千葉県

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
関係機関会議の開催回数	回	目標	-	12	-	
		実績	-	9	-	

■ 取組内容②

①の取組を次年度以降に継続する取組として、本県が設置する福祉の総合相談支援機関である「中核地域生活支援センター」を、矯正施設入所者等に紹介する「リーフレット」を作成し、併せて、「矯正施設入所者等の相談支援に関する実施要領」を定め、同リーフレットを支援対象候補者へ交付してもらうため、東京矯正管区の協力を得て、同管区内の矯正施設に配付した。

事業実施主体：千葉県、千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
リーフレット作成部数		目標		3,000部		
		実績		1,500部		

■ 取組内容③

県の取組を周知するとともに、取組に対する理解と協力を得るため、犯罪をした者等の社会復帰のための支援をテーマとした講演会を県内関係者、支援機関等向けに開催した。

【開催状況】

日時：令和元年8月2日（金）午前10時～午後4時

場所：千葉県教育会館 大ホール

参加者数：334人

事業実施主体：千葉県、千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
フォーラム参加者数		目標		200人		
		実績		334人		

6 成果

(1) 成果目標達成状況

成果指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①支援対象者の把握人数		目標		20人		
		実績		11人		
②リーフレットの配付部数		目標		3,000部	-	
		実績		-	1,500部	
③参加者アンケートの結果において参加者の共感を得られた割合		目標		50%		回答数 81人
		実績		85%		回収率 24%

※ 成果指標設定理由

成果指標①： 中核地域生活支援センターの「刑務所からの出所後の支援」の実施件数は、同統計開始後の平成 28 年度 38 件、平成 29 年度 36 件である。今回の取組の目的は、新たな仕組みの構築による支援対象者の把握拡大であるため、成果指標を「把握人数」とし、従来の支援件数の約 50 ポイント増を目標値とすることとした。

成果指標②： 国司法関係機関その他関係機関への配付部数として、作成部数と同数を設定。

成果指標③： 啓発フォーラムの開催目的を「県の取組の周知」、「取組に対する理解と協力を得る」としていることから、参加者へのアンケート調査を実施し、その中で、参加者の共感度を押し量ることとした。目標値については、本フォーラムは初めての取組であることから、現状をゼロベースと位置づけ、概ね半数の理解を得ることとして、50%に設定した。

(2) 成果指標以外の成果

千葉県内の刑務所については、千葉刑務所は長期受刑者を対象としており、市原刑務所はいわゆる交通刑務所であることから、満期出所に関する支援ニーズはそれほど高くないことが想定され、結果として、県内に帰住を希望する支援対象者の把握件数は市原刑務所の 1 件に止まった。

一方、千葉刑務所に在所する「労役場留置者」については、潜在的に経済的な困難を抱えている者が多く、留置に伴い、居所を喪失する場合もあることから、5 件の支援要請があった。

労役場留置は、通常、同一県内で行われることから、帰住先を県内に求める人がおのずと多くなるため、県内刑務所を対象とする限り、満期出所者に比べ、支援ニーズは高いと考えられる。

以上のとおり、今回の取組で、労役場留置者のニーズについてはおおむね把握で

きたが、満期出所者については、他県の矯正施設に入所中のケースが千葉保護観察所から提案されたものの、本人同意の調整が難航し、実際の支援介入までには至っておらず、課題を残す結果となった。

(3) 最終成果物

提案書「犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制づくりについて」

7 効果検証実施結果

(1) 効果検証実施方法

- ・ 犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制検証事業

令和元年度に取り組んだ「犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制検証事業」の効果・課題を検証するため、学識経験者、相談支援機関、関係行政機関を構成員とした「検証作業部会」（別添資料1）を設置し、以下の項目を整理・分析するとともに、得られた成果により、「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制」について国へ提案する。

ア. 要支援対象者把握のための仕組みづくり

イ. 社会に出る前段階での福祉的支援のアプローチ

ウ. 社会復帰のための生活支援体制の整備（伴走型支援、チーム支援等）

(2) 効果検証実施結果

- ・ 犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制検証事業

検証作業部会において以下の手順により検証作業を行う。（別添資料2）

- ① 要支援者の把握から課題解決までの支援過程をステージ分け。（スクリーニング、本人同意、アセスメント、課題解決等）
- ② 令和元年度に実施した個別支援事例から、各ステージにおける支援の成功要因や課題要因を集積。
- ③ 課題要因の解決策を検証作業部会で検討し、「国と地方の連携による相談支援体制」の構築案を作成。
- ④ 構築案を協議会に諮り、修正等の議論、国への提案として取りまとめ。

8 他の地方公共団体が事業を実施する上での参考事項

本事業は、現在、厚生労働省が実施する「地域生活定着促進事業」との境界域に存在する者を対象とすることを想定しており、事業実施に当たっては、国等において解決が図られるべき課題も多く、現状では、実施する地方公共団体に相当の負担を要するものとなっている。

また、対象者には、帰住先のない者が多く、中には、住民登録が抹消されている者も少なくないことから、事業実施主体としては、基礎自治体ではなく、広域行政を行う都道府県を想定している。

なお、本事業では、刑務所及び本人と、地域の社会資源との間のコーディネートを行う中間支援機関の設置が必須であり、千葉県では、独自の既存事業として県が設置している福祉の総合相談支援機関がその役割を果たしている。